

**「介護保険料決定通知書」「後期高齢者医療保険料決定通知書」  
「国民健康保険税納税通知書」を送付します**

**■介護保険料（7月上旬発送）**

**●令和5年度の保険料額**

段階	月額	年額
第1	1,680円	20,100円
第2	2,800円	33,600円
第3	3,920円	47,000円
第4	5,040円	60,400円
第5	5,600円	67,200円
第6	6,720円	80,600円
第7	7,280円	87,300円
第8	8,400円	100,800円
第9	9,520円	114,200円

被保険者および同一世帯員の  
前年の所得金額や年金受給額などにより段階が決定します。  
※介護保険料額は前年度と同額  
です。

**■後期高齢者医療保険料  
（7月中旬発送）**

**●令和5年度の保険料率など  
（令和4年度改正）**

所得割率 8.62%  
均等割額 44,640円  
限度額 66万円

※税率は前年度と同じです。

**●軽減制度**

世帯主と加入者の前年の所得  
に応じて保険料が軽減されます。

**■国民健康保険税（7月中旬発送）**

**●納税義務者**

納税義務者は世帯主です。税  
額は、世帯の加入者全員分が合

計されます。世帯主が国民健康  
保険の加入者でなくても、同じ  
世帯に国保加入者がいる場合は  
世帯主あてに納税通知書が届き  
ます。

**●令和5年度の保険料率など  
（ ）内は令和4年度税率**

	医療 給付費	後期高齢 支援金	介護 納付金
所得 割額	6.8% (%)	2.8% (2.1%)	2.0% (1.8%)
均等 割額	23,000円 (22,800円)	9,600円 (7,200円)	9,400円 (8,400円)
平等 割額	22,000円 (%)	7,000円 (5,400円)	4,800円 (4,200円)

**●賦課限度額**

**（ ）内は令和4年度**

医療給付費	65万円 (%)
後期高齢者支援金	22万円 (20万円)
介護納付金	17万円 (%)
合計	104万円 (102万円)

※賦課限度額の増額は、賦課限  
度額に達していない世帯の税  
額計算には影響ありません。

**●低所得者軽減制度が拡大されます**

世帯主と加入者の前年中の所  
得に応じて税額が軽減されま  
す。令和5年度は基準の所得が  
拡大し、対象世帯が増加しま  
す。軽減は自動的に適用されるので

申請は不要です。ただし、世帯  
主と加入者の中に所得の申告  
（または無職無収入申告）を  
していない方がいると軽減が受  
けられない場合があります。

**（ ）内は令和4年度基準**

軽減割合	世帯所得
7割	43万円
5割	43万円+29 (28.5) 万 円×国保加入者数
2割	43万円+53.5 (52) 万 円×国保加入者数

※世帯所得の計算方法につい  
ては、お問い合わせください。

**●未就学児の均等割が減免されます**

未就学児(平成29年4月2日  
以降生まれ)の均等割の半額が  
減免されます。申請は不要です。

**●非自発的失業者軽減制度**

倒産や解雇など、自己都合で  
はない離職により国保に加入し  
た方のうち、雇用保険受給資格  
65歳未満の方は、軽減制度が  
あります(申請が必要です)。

適用期間は離職した年度と翌  
年度の2年度間です。昨年度分  
から適用開始された方は再申請  
不要で本年度も適用されます。

☎税務課 ☎22-1313

宮城県後期高齢者医療広域連合  
☎022-266-1021

**国道4号（白石市斎川～大平森合）の  
道路計画に関するアンケート調査を実施中です**

国道4号（白石市斎川～大平  
森合）の計画に向けて、アンケ  
ート調査を実施しています。皆  
さんのご意見をお聞かせくだ  
さい。アンケートの詳細は、仙  
台河川国道事務所ホームページ  
または広報しろいし7月号と併  
せて配布している調査票から  
もご覧になれます。

●回答期限 7月31日(月)まで

●回答方法 次の

QRコードからまたは調査票の返信  
用はがきを郵便ポ  
ストへ投函してく  
ださい。

☎仙台河川国道事務所

☎022-248-0048



国道4号  
アンケート

**新しい「介護保険負担割合証」をお送りします**

要介護認定などを受けている  
方に交付している負担割合証の  
適用期間は7月31日までです。

新しい負担割合証を7月末日  
までに郵送します。8月1日以  
降に介護サービスを利用する際  
には、必ずサービス事業者など  
に介護保険の保険証と一緒に新  
しい負担割合証を提示してくだ  
さい。なお、介護サービスを利

用した場合の利用者負担額は、  
原則として1割負担、一定以上  
の所得がある方は2割負担、2  
割負担の方のうち、特に所得が  
高い方は3割負担になります。  
詳細は次の表をご覧ください。  
※年度途中でも所得更正や世帯  
員異動により負担割合が変更  
になることがあります。

☎長寿課 ☎22-1361

要件	利用者負担
①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」 が単身世帯の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上 ①と②両方の要件に該当する方	3割
①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」 が単身世帯の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上 3割の要件に該当せず、①と②両方の要件に該当する方	2割
上記以外の方	1割

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。

**低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援  
特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給のご案内**

食費などの物価高騰の影響を  
受け、収入が急変した低所得の  
子育て世帯の生活を支援するた  
め、子育て世帯生活支援特別給  
付金を支給します。

**●対象**

①令和4年度低所得の子育て世  
帯に対する子育て世帯生活支  
援特別給付金を受給した方  
※5月29日に支給しました。

②平成17年4月2日から令和  
6年2月29日まで出生した  
児童（障害児の場合、平成  
15年4月2日から）を養育  
する父母などであって、令和

5年度住民税均等割が非課税  
である方または住民税非課税  
相当の収入となった方（①の  
方を除く）

●支給額 児童1人あたり一律  
5万円

●支給の手続き ②に該当す  
る方は申請が必要で  
すので、ホームペ  
ージをご覧ください。  
☎子ども家庭課  
☎22-1363

**●申請期限**

令和6年2月29日(木)

☎子ども家庭課 ☎22-1363



子ども家庭課  
ホームページ

**「しろいし安心メール」登録方法**

「@sg-p.jp」ドメインからのメ  
ールを受信できるように設定し  
てください。

**【PC・スマ  
ートフォン用】**



**【フィーチャ  
ーフォン用】**



**「自治宝くじコミュニティ  
助成事業」活用相談**



来年度の活用相談を受け付け  
ています。

**①一般コミュニティ助成**

自治会で使用する備品（テ  
ント・テーブルなど）で事業費  
100万円以上が対象（助成額：  
100～250万円）

**②コミュニティセンター助成**

主に自治会等集会所の新築が  
対象（助成額：上限1,500万円・  
対象事業費の5分の3以内）

**③地域防災組織育成助成**

地域の防災活動に直接必要な  
設備などの整備が対象（助成額：  
30～200万円）

☎①②まちづくり推進課

☎22-1327

③危機管理課 ☎22-1452

**空き地の  
適正管理について**

初夏から秋にかけては、雑草  
の繁茂や害虫が発生する時期で  
す。空き地が雑草や低木で覆わ  
れると、害虫の発生やごみの不  
法投棄、火災の原因となるばか  
りだけでなく、視界を遮ることが  
防犯上の問題となるなど、近隣  
の方や地域に多大な迷惑をかける  
こととなります。

市役所、保健所が草刈りなど  
の代行をすることはありませ  
ないので、住民間のトラブルや  
条例による指導・勧告の対象と  
ならないよう、土地の適正管理  
に努めてください。

☎市民生活課 ☎22-1314